

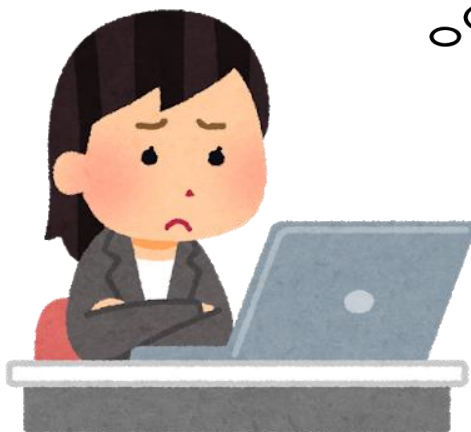
新型コロナウイルスに関する 生活困りごと電話相談会

テナントの賃料の
支払いが厳しい

融資を断られ、
立ち行かない

収入が減って、
住宅ローンなど個人的な
借入の返済が苦しい。

突然の契約キャンセル
違約金請求できない？



取引先がコロナを
理由に売掛金を
払ってくれない

新型コロナウイルスの影響で困っていることはありませんか？
お一人で悩まず、私たち**司法書士**にご相談下さい。

☎ 054-289-3704

* ご相談料は無料です。

相談内容：生活困窮、借金、その他法的なお困りごと
コロナウィルスの影響によることが明確でなくても
構いません。

日時：4月25日～5月30日までの各土曜日
10時～17時

主催：静岡県青年司法書士協議会
共催：静岡県司法書士会

